

生物多様性をめぐる国の動き

世界的な生物多様性の危機を背景に、①生物多様性の保全、②生物多様性の構成要素の持続可能な利用、③遺伝資源に利用から生じる利益の公平かつ衡平な配分を目的とした「生物多様性に関する条約（生物多様性条約）」（※参考資料-2 参照）が、平成4年に採択され、我が国は平成5年に締結しました。

我が国は、平成7年に「生物多様性条約」に基づく生物多様性の保全と持続可能な利用に関する国の基本計画として初めての生物多様性国家戦略を決定し、平成14年、平成19年に見直しを行ってきました。その後、平成20年6月に「生物多様性基本法」（平成20年法律第58号）が施行され、法律上でも生物多様性国家戦略の策定が規定されたことから、それを受け、平成22年に「生物多様性国家戦略2010」（※参考資料-3,4 参照）を決定しました。

また、平成22年は、日本が議長国を務める生物多様性条約第10回会議（COP10）が、名古屋で開催されました。COP10では、平成14年にCOP6で採択された「2010年目標」の次の世界目標である「愛知目標」（※参考資料-5 参照）が採択されるなど、大きな成果が得られています。

